

令和 2 年

第 4 回市議会臨時会 議案第 1 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 0 年函館市条例第
2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0
分の 2 2 0」に改める。

第 2 条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正す
る。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「1 0 0 分の 2 2 0」を「1 0 0
分の 2 2 2 . 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規
定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため